

お引っ越し・移転・不動産売却による
残地物撤去・粗大ゴミ回収はおまかせください！

24時間
対応します

一軒家・事務所 まるごと整理

予算に寄り添った価格で誠実に対応いたします

残地物撤去

空き家整理

特殊清掃

ゴミ屋敷清掃



一軒家・マンション

- 室内の大量の家財道具の片付け
- 不用品の整理
- ゴミがあふれたお部屋の片付け

家電リサイクル券
システム
取扱店



作業前



作業後

家の中にある家財や不用品は思ったよりも多くの量が存在します。年配の方や、家を相続したが遠方に住んでいる方など、ご自身で片付けるのが難しい方は当社にご相談ください。誠心誠意の作業と料金体系でお困りごとを解決いたします。



店舗・事務所・倉庫

- 移転に伴うオフィス機器の搬出
- 閉店の際に出る特殊な不用品の片付け
- その他不要になった機器などの処分



作業前



作業後

お店や事務所の移転や閉店時には、室内の片付けの他にもやるべきことが多数あります。店舗の片付けには特殊な備品などもあるため、経験豊富な当社におまかせください。迅速対応&スピード整理の未来倶楽部紹介へご相談ください。

整理作業の
料金について

室内の大きさや、物量により料金は変わります。

目安はありますが、正式な金額は無料お見積りをご依頼ください。

料金の目安	1K	40,000円～	1LDK	80,000円～	2LDK	150,000円～
	1DK	60,000円～	2DK	120,000円～	3LDK	200,000円～

当社は良心価格

お見積り金額には自信があり！
まずはお見積りをご利用ください！



遺品整理・福祉整理のことなら

未来倶楽部商会

[大野城営業所] 〒816-0954 大野城市紫台20-2

[福岡営業所] 〒811-1314 福岡市南区の場1-29-17



一般社団法人
家財整理相談窓口

加盟事業所

お見積りはもちろん無料です

0120-907-616

地域密着の安心サポート！秘密厳守でのご対応します！

TEL.080-7574-1328 FAX.092-595-6001

E-mail info@mirai-club.com

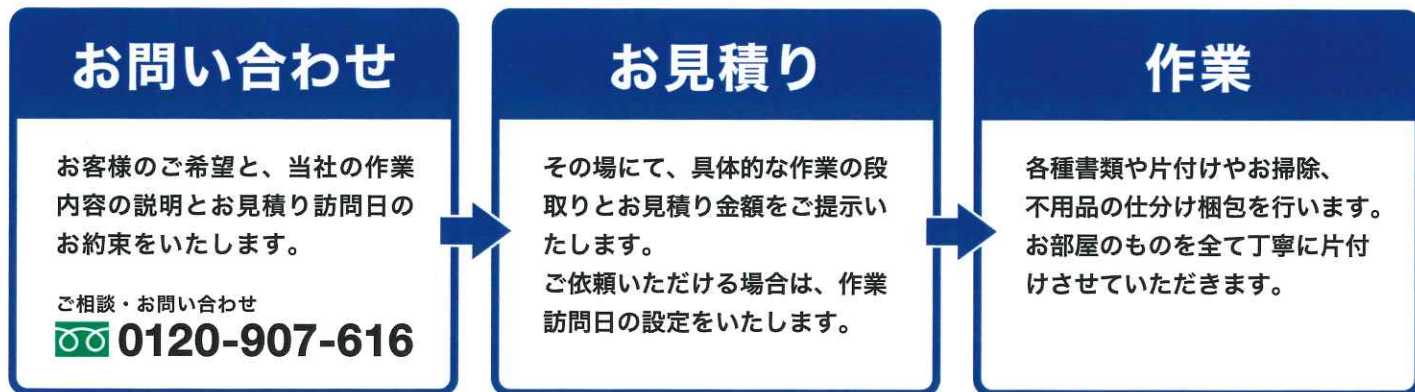
公式サイト



事業内容

- お部屋の片付け
- 事業所の片付け
- 空き家整理
- 不用品整理
- ゴミ屋敷整理
- 遺品整理
- 生前整理
- 家財の移動
- 家電の移送
- 各種リフォーム
- 庭木の手入れ
- 仏壇回収
- 形見分け、御供養

ご依頼の流れ



対応エリア

福岡県全域・北部九州エリア(迅速に対応いたします!)

よくあるご質問

遠方でも見積りに来ていただけますか？

福岡県全域は対応可能です。その他エリアについては一度ご連絡ください。エリアによってはお付き合いのある優良業者を紹介いたします。

見積りは無料ですか？

ご安心ください。無料です。

見積りの所要時間と作業金額はいつわかりますか？

自宅の大きさにもよりますが30分程度です。金額もその場で確定しますので、お見積り書(控)をお渡しします。

指定日に作業してもらうことは可能でしょうか？

基本的に可能です。ただし先約がある場合は、別の日に調整をお願いする事があります。

掃除はどの程度までしていただけるのでしょうか？

清掃業者が行う専門的な清掃は行っていませんが、作業終盤に掃き掃除、拭き掃除を行います。

見積りは立会いが必要ですか？

難しい場合は当社に鍵を送っていただければ、対応可能です。ただし、特別なご事情を除いては、最低限作業前と作業後に立会いをお願いしたいと考えております。遠方でどうしても立会いができない場合などは、現場完了時に室内の写真撮影を行い、お客様へ郵送もしくはメールにてお届けします。この場合は、鍵をお預かりすることになりますが、責任もって返却致します。

見積り金額は後で変更になることはありませんか？

基本的に見積り金額が変更になることはありません。ただし、作業当日に、リサイクル料金が発生する家電が増えたり減ったりした場合や、極端に不用品が増えた場合などはその場で作業スタッフと相談し、金額の変更をお願いするケースがございます。

お支払い方法について教えてください？

作業終了時に現金でのお支払い、または作業日以降に当社指定口座へのお振込みをお願いしております。

●その他ご質問がありましたらお気軽にご相談ください



未来倶楽部商会は、3R推進に取り組み、環境と資源を守ります

●リデュース(廃棄物の発生抑制) ●リサイクル(再資源化) ●リユース(再利用)

私たちは、法令を遵守し、適切な処分を行っております。

依頼する業者が適切な資格を持ち、法令を遵守しているかは確認しましょう！

(注意)依頼した業者が万が一、不法投棄等を行った場合は、依頼人が罰せられる可能性があります。